

# I. 地方支分部局における災害発生時の迅速な初動体制の確立、関係機関との連携、住民等に対する警戒避難等防災情報の提供等の防災・減災への取組みの状況

## 1. 報告

### (1) 総論

ここ数年、新潟県中越地震を始め自然災害が多発し、防災・減災面での施策の一層の充実が重要となっていること等から地方支分部局における防災への取組みについて監察を実施。具体的には、平常時からの防災対応、初動体制の確立、防災に関する協力・連携・支援等の取組み等を調査した。以下、個別に報告。

### (2) 防災業務計画及び関連する内規・マニュアルの策定

#### ① 防災業務計画の策定及び改正

調査した地方整備局等及び地方運輸局においては、それぞれ防災業務計画を策定し、東南海・南海地震に関する推進計画の策定等、必要な改正も実施済み。

管内の関係事業者の対策計画についても策定済み。

#### ② 内規の策定

調査した地方整備局等及び地方運輸局においては、防災業務計画に関連する要領、災害時対応を具体的に記述した初動対応マニュアル、災害時対応を簡潔にまとめた防災ハンドブック等、初動時に必要な規程類は概ね整備済み。沿岸部に位置し津波発生時の被害が想定される地方整備局及び一部の事務所においては、津波警報の発令時の参集方法や業務の内容を改めて見直し、適切な対策を講じることが必要。

### (3) 庁舎等の耐震化・津波対策の実施状況

#### ① 庁舎の耐震化

耐震診断は、概ね実施していたが、一部の運輸支局等において実施していない庁舎があった。庁舎の耐震改修については、耐震診断の結果に基づいて耐震改修を順次実施しているが、耐震性が十分でない庁舎は、できる限り早期の耐震改修が必要。

棚等の固定が未実施の庁舎が一部あった。

災害対策本部を設置する部屋が高層階にある地方整備局等は、震災時のエレベーター停止に対する備えの検討が必要。

#### ② 無線通信鉄塔の耐震化

耐震診断を実施していない無線通信鉄塔が一部あり、早急な耐震診断の実施が必要。耐震性が十分でない無線通信鉄塔は、計画的かつ出来る限り早期の耐震補強等が必要。

### ③ 庁舎建物の防災機能の確保

災害発生時の停電に備えるための非常用発電設備が整備されていない事務所があった（一部の港湾（・空港整備）事務所）。また、津波想定浸水区域内にある事務所等の一部の庁舎は、耐水化等の備えが必要。

### （４）所管施設の耐震化・津波対策の状況

直轄の所管施設については、道路、河川、海岸及び港湾とも緊急度の高い施設から計画的に耐震化を実施。引き続き計画的な整備が必要。

### （５）地域で想定される大規模地震への対応状況

調査した地方整備局等においては、それぞれ想定されている東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震を対象とした対策を検討。

道路の津波対策としては、津波の想定浸水域内の道路表示板に「津波警報発令中」を表示するシステムを整備中。想定津波浸水区域内に直轄国道がある地方整備局等では、浸水区間、浸水深を算定した後、津波警報時の対応を、想定津波浸水区域ごとに明確にしておくこと。

### （６）災害時のライフラインの途絶に対する備えの状況・資機材の備蓄状況

#### ① 災害対策用機械・機器、資機材の備蓄

災害対策用機械・機器、資機材については、配置から利用状況まで一覽的に管理し、災害時に広域的な運用が可能となっている。港湾（・空港整備）事務所の資機材について、別に管理している地方整備局は、今後一元的な管理に向けた取組みが必要。

#### ② 食料・飲料水の備蓄

食料・飲料水の備蓄状況については、規定量の備蓄は概ねあり。地方整備局等の一部において備蓄量算定の根拠が不明確な事例が見られた。

一部の運輸支局において非常食を備蓄していない事例が見られた。

#### ③ 停電対策について

CCTVや情報表示板等の災害情報収集・表示機器の一部について停電対策を検討して整備中。停電対策が未検討の災害情報収集・表示機器については、必要性及び優先順位を検討して、計画的な停電対策の実施が必要。

#### ④ 衛星携帯電話の配備

災害発生時の通信手段の途絶に対する備えとして、衛星携帯電話を配備し、その使用方法を周知。

#### ⑤ ハザードマップの備え置き

地方公共団体が作成し、実際に災害が発生した場合に必要なハザードマップが備えられていない運輸局があった。

## **(7) 情報システム化、データベース化の状況**

現在、地方整備局等では、災害時の初動に様々な情報を活用するためにそれぞれ必要な防災情報システムを構築。同時に共通仕様の情報については画像情報や河川・道路などの分野毎に全国的な情報システムを整備。今後は、これらのシステムの互換性を高めることが重要。

## **(8) 防災訓練や危機管理演習の実施状況**

各地方整備局等の本局及び事務所において、自衛隊、警察など関係機関の協力を得て、情報伝達訓練、参集訓練等を行い、内容的にも住民参加型訓練、津波を想定した訓練、ロールプレイング方式を取り入れる等、工夫がみられる。各地方運輸局においても、大規模地震等を想定した訓練を実施。中国運輸局、四国運輸局及び神戸運輸監理部では、関係機関と連携して、合同で広域的な防災訓練を実施。

## **(9) 防災に関する広報・啓発活動の実施状況**

地方整備局等では、洪水に関しては浸水想定区域図を市町村に提供。全国の94事務所等に「災害情報普及支援室」を設置するとともに、各事務所単位で「災害情報協議会」を設置し、市町村のハザードマップ作成への支援体制を強化済み。中国運輸局では、船舶運航事業者の運航管理者に対する講習会において、東南海・南海地震で想定される津波とその対策について講義を実施。

## **(10) 発災時の非常参集体制の構築状況**

各地方整備局等では防災情報連絡網が構築されていることを確認。連絡の迅速化、電話輻輳時の連絡確実性の向上を図るため、メーリングリストによる一斉メール連絡方式を活用している地方整備局もある。

各地方運輸局も必要な防災連絡網を整備し、適時更新を実施。また、現在の参集基準では、防災担当職員に対して参集の義務付けがあるが、その他の職員については「可能な限り登庁」「自主的判断により登庁」と規定。しかし、緊急事態時には、参集可能な状態にある者全員が参集すべき。

## **(11) 初動時の業務、所管施設の被災時の応急対応**

### **1) 参集人員が不足した場合への備え**

災害対策本部長が不在の時に備えた代行順位の設定状況として、災害対策本部長の代行順位を予め指定していない地方整備局や、単に部長の法令上の組織順を本部長代行順位としている地方整備局等があった。

参集した職員数が不足した時に備えた対応策が、検討されていない地方整備局等や対応策の

職員への周知が不十分な地方整備局があった。

## 2) 情報連絡網・情報共有

参集後の情報の収集、連絡のための防災情報連絡網については、調査した地方整備局等のいずれも構築済み。

本局庁舎が分かれている地方整備局等における一部の所管施設被災情報の連絡網において、別の庁舎にある部局間の情報連絡が抜けているものがあった。

## 3) 所管施設の点検

地方整備局等においては、所管施設の点検を効率的に実施するための体制が整備済み。

## 4) 職員及びその家族の安否確認

職員及びその家族の安否確認の状況については、確認方法が不明確であったり、輻輳対策、職員及びその家族への周知徹底についてさらなる配慮が必要な地方整備局等があった。

### (12) 地方公共団体、海上保安庁、自衛隊、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力・連携・支援状況

#### ① 地方整備局等の連携状況

地方整備局等では、地方公共団体、自衛隊、警察、海上保安庁、旧 J H、報道機関、業界団体等の関係機関と協定等を締結する等、それぞれ必要な措置を実施。

#### ② 交通事業者と地方公共団体等との連携状況

調査した地方運輸局管内では、多くの都道府県において、トラック事業者との間で協定が締結されていたが、一部の都道府県では協定が未締結。

また、岩手県、東京都、埼玉県、広島県、徳島県、愛媛県では、県と航路事業者との間の協定を締結。

#### ③ 地方運輸局と交通事業者・業界団体との協力

本省では、平成18年度から災害発生時に公共交通機関の運行（航）情報を利用者に提供するシステムの整備について検討を行うこととしていることから、各地方運輸局においては、当該システムの整備に向けて積極的に協力することが望まれる。四国運輸局では、「四国バス総合情報提供システム」の実証実験を行い、本格運用に向けた関係者との調整を実施中。

## 2. 提示意見

### ア 防災業務計画及び関連する内規の状況

- ① 地方整備局等は、平常時からの備えについても内規・マニュアル等において具体化し、計画的に防災力の向上に努めること。
- ② 地方整備局等は、津波警報等の発令に係る参集体制や職員の安全確保について、具体的に検討し、適切な対策を講じること。
- ③ 各地方運輸局においては、防災業務計画に関連する内規の適時適切な見直し、整備に引き続き努めること。災害発生時の職員の非常参集の基準については、大規模自然災害時等、緊急かつ高度な対応が必要な場合もあることを勘案し、職員全員が登庁することを含め、必要かつ十分な体制を構築するための基準を定めておくこと。

### イ 庁舎等の耐震化・津波対策

- ① 地方整備局等の事務所等で庁舎の耐震診断を完了していないところは、早急に耐震診断を実施すること。耐震診断の結果、耐震改修を必要とする庁舎については、優先順位を決めて計画的に、かつ、できるだけ早期に耐震改修を実施すること。

地方整備局等で庁舎内の棚等の固定が未実施の庁舎があるところは、早急に対策を実施すること。

地方整備局で災害対策本部を設置する場所が高層階にあるところは、震災時のエレベーター停止に対する対応を検討すること。

また、将来、庁舎等を建設する場合、庁舎の立地について、津波、高潮、洪水等の被害が想定されるような地域への立地が適切かどうか検討すること、立地する場合は機能の保持に問題がないよう適切な対処を行うこと。

- ② 地方整備局は、耐震診断を実施していない無線通信鉄塔（マイクロ回線中継所）の耐震診断を早急を実施すること。

地方整備局は、耐震診断の結果、耐震補強等を必要とする無線通信鉄塔に対して、優先順位を決めて計画的に、かつ、できるだけ早期に耐震補強等を実施すること。

- ③ 地方整備局等の事務所（一部の港湾（・空港整備）事務所）で、津波災害や震災時に備えて庁舎に必要な防災機能について検討・整備を行っていないところは、早急に対応すること。
- ④ 地方運輸局の支局等で耐震診断を実施していないところは、可及的速やかに実施すること。

### ウ 地域で想定される大規模地震への対応状況

- ① 想定津波浸水区域内に所管する道路がある地方整備局等では、直轄国道の浸水区間、浸

水深を算定した後、津波警報時の所管する道路の一般通行車両に対する情報提供等の対応について、警察等による対応を把握した上で、自らの役割を想定津波浸水区域ごとに明確にすること。

- ② 想定津波浸水区域内に所管する施設がある地方整備局等では、津波警報等の発令時の対応などの検討に早急に着手すること。

## エ 災害時のライフラインの途絶に対する備えの状況・資機材の備蓄状況

- ① 食料・飲料水の備蓄に関して必要量の根拠が不明確な地方整備局等は、不測の事態も考慮して備蓄量算定の根拠を再度検討すること。
- ② 地方整備局等は、CCTVや情報表示板等の管理する災害情報収集・表示機器のうち、災害時の停電対策が未検討の機器について停電対策の必要性及び優先順位を検討し、計画的に必要な停電対策を実施すること。
- ③ 地方運輸局及び運輸支局等においては、食料、飲料水等の備蓄に関しては、各機関ごとに災害において立ち上げる体制、果たすべき機能、役割等を踏まえて、必要量を十分検討したうえで、備蓄すること。

## オ 情報システム化、データベース化の状況

- ① 地方整備局等は、各部の情報システムが収録しているGISデータと、他部の異なる種類のGISデータとを地図上で重ね合わせて、互換性を持たせることについて検討すること。
- ② 防災情報システムの導入に当たっては、初動時における情報システムの運用を防災業務計画及び内規等に明確に位置づける、あるいはシステムの導入計画に通信連絡手段の切り替え計画を位置づけること。
- ③ 地方整備局等は、保有する防災情報システムを地方公共団体等の関係機関との間で出来る限り連携し、より広域的に対応できるシステムとすること。

## カ 防災訓練や危機管理演習の実施状況

- ① 地方整備局等は、防災訓練や危機管理演習の結果判明した反省事項や課題を改善するため、反省事項や課題の改善状況を継続的に確認し、反省知識のフィードバックを十分に行うこと。
- ② 地方運輸局は、防災に関する訓練について、より一層臨場感、実効性のあるものとしてべく引き続き訓練の改善につとめること。

## キ ハザードマップの整備

地方運輸局は、津波、火山、洪水に関するハザードマップを、関係地方公共団体等から

入手し、整備しておくこと。

#### ク 発災時の非常参集体制の構築状況

地方整備局は、緊急時のより確実な情報連絡方法等を検討するとともに、職員へ番号まで詳細に周知すること。

#### ケ 初動時の業務、所管施設の被災時の応急対応

- ① 地方整備局等は、職員とその家族の安否確認の方法を明確化して、周知すること。
- ② 地方整備局で本局庁舎が分かれているところは、災害発生時における別庁舎にある部局間の（参集時を含む）情報伝達や情報共有等について十分に検討し連絡網を見直すとともに、情報伝達訓練を実施すること。
- ③ 地方整備局等は、参集した職員数が少ない段階の対応策を検討するとともに、マニュアル等にまとめておくこと。また、それらの対応策を職員に周知しておくこと。
- ④ 地方整備局等は、災害対策本部長の代行順位について、予め災害発生時の業務内容を考慮して検討し、事前に規定しておくこと。

#### コ 地方公共団体及び交通事業者との協力・連携

各地方運輸局は、地方公共団体と交通事業者との協定の締結を更に推進すること等により、防災に関する協力・連携の更なる強化を図ること。

#### サ 災害時における公共交通機関の運行（航）情報の提供

地方運輸局は、本省における公共交通機関の運行（航）情報を一括して情報提供することができるシステムの整備に向けた取組みに積極的に協力すること。

### 3. 推奨事例

#### (1) 防災業務計画及び関連する内規の状況

##### ①災害対策早見マニュアルの作成

関東地方整備局荒川下流河川事務所では、災害時に必要な情報を簡潔に整理し、各ページについて作成担当者の氏名・所属を明確にした、災害対策早見マニュアルを作成するとともに、頻繁に内容を見直して、更新を図っている。

##### ②防災危機管理対策推進チームの設置

高知港湾・空港整備事務所では、南海地震・津波防災を主目的として、副所長をトップとする「防災危機管理対策推進チーム」を事務所内に設置して、組織内で横断的に意思疎通を図り、効果的な防災対策を具体的に検討している。

### ③災害対策ハンドブックの作成

室蘭開発建設部室蘭港湾事務所においては、津波警報発令時の初動体制について勤務時間中及び時間外、並びに、庁舎での待機可能な場合及び不可能な場合など、非常に細かく分類された初動対応が規定されている。

### ④防災業務についての使命、役割等を明確化した「アクションプラン」の作成

四国運輸局では、四国運輸局としての防災業務に関する使命、役割、優先的に取り組むべき事項等を簡潔にまとめた「アクションプラン」を作成している。

## (2) 地域で想定される大規模地震への対応状況

### ①津波監視に活用できる監視カメラを整備

釜石港湾事務所では、釜石港と久慈港において津波監視に活用できる監視カメラを整備して、映像が常時、市役所と港湾空港部庁舎まで伝送されるとともにインターネットで公開している。

## (3) 情報システム化、データベース化の状況

### ①資機材の備蓄状況をデータベース化して一元管理

関東地方整備局においては、管内の資機材の備蓄状況をデータベース化して一元管理するシステムを構築している。また、防災掲示板を活用して発災時の情報を全職員が共有するシステムを構築するとともに、訓練で習熟を図り、実際の災害で活用している。

### ②他機関との情報交換に配慮した情報システム

北海道開発局で整備されている防災情報システムについては、道、警察及び気象台との情報交換や、道路情報板やVICS（道路交通情報通信システム）等への情報提供に配慮したシステムとなっている。

## (4) 防災訓練や危機管理演習の実施状況

### ①防災体制確認訓練の実施

東北地方整備局では、本局の防災担当職員及び全事務所の管理職を対象とした抜き打ちの防災体制確認訓練を実施した。訓練では、災害に比較的強いとされる携帯電話メールで緊急の防災情報を送受信すると共に、非常参集訓練を行った。

### ②防災トップセミナーの実施

四国地方整備局は、南海地震を想定して、四国地方整備局職員その他、自衛隊、管内の首長を含む市町村職員、県関係者も参加して、ロールプレイング演習や討議方式による意見交換等を実施する「防災トップセミナー」を開催している。

### ③近くに住む職員のみで災害対策本部を立ち上げる訓練

関東地方整備局荒川下流河川事務所では、事務所に隣接する宿舎に住んでいる少人数の

職員のみで本部を立ち上げる訓練を行っている。

#### ④より一層臨場感、実効性のある訓練の実施

各地方整備局、北海道開発局、東北運輸局、中国運輸局では、防災訓練時に、各部に対してその場で初めて課題を提示して、それに対する対応を試す訓練を行うなど、より臨場感があるかたちで訓練が行われている。

### (5) 防災に関する広報・啓発活動

荒川下流河川事務所では、単独では効果的な対策を講じにくい自治体を連携させて対策を講じる仕組みを提唱するなどの支援を行っている。

室蘭開発建設部では、定期的な火山活動を繰り返している有珠山について、周辺住民への防災教育啓発活動の一環として、専門家による検討会を立ち上げて、有珠火山防災教育副読本を中学生向け及び小学生向けと、対象者の理解度に合わせて作成し、出前講座と組み合わせて効果的な広報活動に取り組んでいる。

### (6) 発災時の非常参集体制の構築状況

東北地方整備局の「非常参集行動カード」は、発災時の基本的な行動事項が記載されているとともに、自らの業務内容や連絡先をあらかじめ東北地方整備局内の全職員がそれぞれ記載しており、更に大きさも携帯しやすい名刺サイズにして、全職員が常に携行することとしている。

### (7) 関係機関との協力・連携・支援

東北地方整備局及び四国地方整備局では、外部機関との協定を一覧的に集めた協定集を作成し、災害時にも素早く対応できるよう配慮されている。

四国地方整備局では、四国にある防災関係の各省庁の地方支分部局及び四国各県が入った「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」を平成17年6月に設立し、連携を図っている。

四国運輸局では、地域における緊急輸送の効果的な実施を図るために、学識者、自治体、関係行政機関及び交通事業者団体等の委員で構成される「災害発生時の緊急輸送ネットワークの確保のための体制整備調査検討委員会」を平成17年度に開催し、協議している。